

参考 1

うるま市地域公共交通協議会規約

(目的)

第1条 うるま市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59条）並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な交通手段の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議を行うために設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所をうるま市みどり町一丁目1番1号、うるま市役所内に置く。

(事業)

第3条 協議会は第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 地域公共交通計画の作成及び変更に関すること
- (2) 地域公共交通計画の実施に関すること
- (3) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様に関すること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと

(組織)

第4条 協議会は、会長1名、副会長1名及び委員を持って組織する。

(会長及び副会長)

第5条 会長は、うるま市副市長とし、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(委員)

第6条 協議会の委員は、次に掲げる者とし、その所属は別表のとおりとする。

- (1) うるま市副市長
- (2) 学識経験者
- (3) 内閣府沖縄総合事務局長が指名する者
- (4) 沖縄県の公共交通を担当する部署の長
- (5) 道路管理者又はその指名する者
- (6) 地元警察署において交通規制を担当する部署の長又はその指名する者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表者又はその指名する者
- (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (9) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (10) 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者

(11) 住民又は利用者を代表する者

(12) 前各号に掲げるもののほか協議会が必要と認める者

- 2 委員（学識経験者を除く。）は、代理の者を出席させることができる。この場合において、その代理の者の出席を持って当該委員の出席とみなす。

（任期）

第7条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は再任することができる。

（会議）

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 やむを得ない理由により会議に出席することが出来ない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面等により意思表示することができる。ただし、第6条第2項により代理者に権限の委任がある場合を除く。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、開催日時、場所、議題、協議の概要及び合意事項等を記載した議事概要の公開を持ってこれに代えることができる。
- 6 前項にかかわらず、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 7 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（書面等による開催）

第9条 会長は、必要と認めるときは、委員の招集を行わず、書面その他の方法（以下「書面等」という。）によって委員の意見を求めることにより、会議に代えることができる。

- 2 前条の規定は、前項の場合における会議についてこれを準用する。この場合において、前条第2項中「出席」を「書面等により意思表示」に、前条第3項中「出席」を「書面等により意思表示した」に読み替える。

（協議結果の尊重義務）

第10条 協議会で協議が整った事項については、協議会の委員はその協議結果を尊重しなければならない。

（幹事会）

第11条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じて協議会に幹事会を設置することができる。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（分科会）

第12条 第3条各号に掲げる協議事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ交通会議に分科会を設置することができる。

2 前項の規定により設置する運賃協議分科会において、一般旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する協議を行うものとする。

3 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第13条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、うるま市都市政策課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第14条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金及びその他収入をもって充てる。

(監査)

第15条 協議会に監査員を1名置くこととし、会長が指名する。

2 監査員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第17条 委員は、会議に出席したときは報酬及び費用の弁償を受けることができる。

2 報酬及び費用弁償はうるま市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年4月1日条例第33号)に準じて支給する。

(協議会が解散した場合の措置)

第18条 協議会が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する

(委任)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附則

1 この規約は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第6条第1項関係）

| 区分 | 所属 |
|---|--------------------|
| うるま市副市長 | うるま市 |
| 学識経験者 | 琉球大学 |
| 沖縄総合事務局長又はその指名する者 | 内閣府沖縄総合事務局運輸部企画室 |
| | 内閣府沖縄総合事務局運輸部陸上交通課 |
| 沖縄県の公共交通を担当する部署の長 | 沖縄県企画部 |
| 道路管理者又はその指名する者 | 内閣府沖縄総合事務局北部国道事務所 |
| | 沖縄県土木建築部中部土木事務所 |
| | うるま市都市建設部 |
| 地元警察署において交通規制を担当する部署の長又はその指名する者 | 沖縄県うるま警察署交通課 |
| | 沖縄県石川警察署交通課 |
| 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表者又はその指名する者 | 一般社団法人沖縄県バス協会 |
| | 一般社団法人ハイヤー・タクシー協会 |
| 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表者又はその指名する者 | 私鉄沖縄県労働組合連合会 |
| 一般旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者 | 沖縄バス株式会社 |
| | 株式会社琉球バス交通 |
| | 東陽バス株式会社 |
| | 平安座総合株式会社 |
| 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者 | 石川タクシー合名会社 |
| | 日興タクシー合名会社 |
| | 勝島交通合名会社 |
| | 美星タクシー合資会社 |
| 住民又は利用者の代表 | うるま市商工会 |
| | うるま市観光物産協会 |
| | うるま市社会福祉協議会 |
| | うるま市PTA連合会 |
| | うるま市老人クラブ連合会 |
| | NPO法人バリアフリー会議 |